

葛飾区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 概 要

区長の退職手当に係る退職手当管理機関を、区長と規定を明確化するため

2 新旧対照表

葛飾区長等の退職手当に関する条例（関係部分抜粋）

現 行	改 正 案
第7条 第2条の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、勤続期間の計算、退職手当の支給の制限、刑事事件に関し退職した場合等の退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め、退職手当の返納その他退職手当の支給に関しては、一般職の職員について定められているものの例による。	第7条 第2条の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、勤続期間の計算、退職手当の支給の制限、刑事事件に関し退職した場合等の退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め、退職手当の返納その他については、一般職の職員について定められているものの例による。 <u>この場合において、区長の退職手当に係る職員の退職手当に関する条例（昭和32年葛飾区条例第11号）第15条第2号に規定する退職手当管理機関は、区長とする。</u>

3 施行期日

公布の日から施行する。